



やくばの仕事をご紹介します④

保健センター 市川一正 所長



各種がん
の予防や
活習慣病
業。③生
神保健事

保健センターでは、町民の健康増進と疾病予防を図るため、様々なサービスの提供に努めています。主な事業として、①子どもの健全な成長のための母子保健や予防接種事業。②心の健康を図るための精神保健事業。③生活習慣病の予防や各種がん

検診を通じた健康増進事業などを中心に事業展開を行っています。

予防係 予防接種に関すること。感染症予防に関すること。救急医療に関すること。献血事業に関することなど。

健康係 母子保健に関すること。特定健康診査およびがん検診に関すること。保健指導、栄養指導に関すること。健康教育、健康相談に関することなど。

福祉会館 鎌北 隆 館長



今年7月
施設で、
的に建設
した文化
には延べ

福祉会館では、会議室やホールなどの施設の使用に関すること、自主公演に関すること、施設などの維持管理に関する事務を行っています。福祉会館は、昭和54年8月に、町民の福祉の増進と文化の向上を図ることを目的に建設した文化施設で、今年7月には延べ

利用者が200万人を超えました。

そうしたことから現在、皆さんに親しんでいただけるような「愛称」を募集しています。今後も、さらに多くの人に足を運んでいただけるような事業と、

利用者が利用しやすい環境と、安心・安全な施設運営をモットーに懇切丁寧な窓口対応に努めていきます。



文化財シリーズ 220

滝ノ入住吉神社の高札

滝ノ入住吉神社に珍しい高札があります。風化が進み、肉眼では文字を読むことはできませんが、墨書きされた文字の跡は木質が盛り上がり、拓本を採ると、はっきりと文字が浮かび上がりました。

地発第三二七七号

入間郡山根村大字瀧野入

村社 住吉神社

明治四十一年七月内務省令
第十二号附則第二項

二依り本令第三章会計

二関スル規定適用ノ件ヲ
指定ス

明治四十四年五月十七日

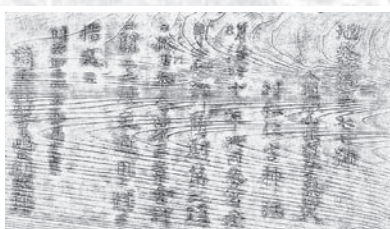
当時、神社に出された通達には紙面ではなく高札によって伝えられたものもあり、明治時代の法令の伝達の様子を示しています。

明治四十一年（1908）七月に定められた内務省令の第十二号に

は、神社の財産登録や管理、会計に関することが定められていました。神社が所有している財産の登録台帳を整備すること、不動産登録の申請について、財産の増減、宝物・貴重品の管理方法や会計処理の方法まで細目にわたって定められています。なかでも不動産や宝物の購入、寄附を受ける場合や宝物、貴重品を神社外に持ち出す場合は、地方長官である県知事などの許可が必要であるとされており、地方団体が神社の祭事や財産管理に積極的に関与していた当時の世相をよく表しています。

省令中、附則第二項には、会計規則については地方長官が指定した神社に対して適用されるとされており、この高札は、山根村の村社である住吉神社が明治四十四年五月に内務省令の適用を受けたことを示す歴史資料です。

この高札は住吉神社の財産登録、管理などの申請に基づき発せられたもので、当時の神社の財産管理に関する手続きの一端を知る資料として貴重なものといえます。



実際の高札の拓本